

第 10 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 5 月 23 日（月）

午前 9 時 30 分

会 場：401 会議室

[報告事項]

1 平成 23 年度当初予算の抜本的見直しについて（総務部財政課）

「東日本大震災」によるライフラインや公共施設等の被害は甚大であり、災害復興事業には膨大な費用が見込まれる。

このことから、平成 23 年 4 月 15 日庁議決定の「平成 23 年度補正予算編成方針等」及びこれに基づく各課からの具体的見直し内容に基づき、平成 23 年度当初予算を抜本的に見直すとともに、今後の復興財源の確保を図る。

(1) 主な内容

(単位：千円)

会 計	当 初 予 算 削 減 額	削 減 内 容	
		う ち 一 般 財 源 等 削 減 額	う ち 地 方 債 削 減 額
一 般 会 計	4,090,285	1,984,712	1,240,800
特 別 会 計	2,481,832	320,633	1,294,600
病 院 会 計	149,781	—	—
合 計	6,721,898	2,305,345	2,535,400

(2) 今後の予定

ア 第 2 回定例会補正予算要求通知（平成 23 年 5 月中旬）

（見直し結果の通知含む。）

イ 要求内容ヒアリング（ 〃 6 月上旬）

ウ 裁定通知（ 〃 6 月中旬）

2 総合計画実施計画（平成 23 年度～平成 25 年度）について（企画部総合政策課）

(1) 主な内容

被災者支援、市民の生活再建、緊急度の高い公共施設の復旧を現在の石巻市の最優先事項と考え、これらに人的資源と予算を集中的に投下するために、総合計画実施計画（平成 23 年度～平成 25 年度）において平成 23 年度に実施を予定した事業及び平成 24 年度以降に実施を予定した事業について、次の考え方により見直すこととする。

ア 建設事業については、原則として中止とすること。

イ 行政庁舎、学校等の公共施設の耐震化事業については、施設の被災状況を調査・確認の上、予定していた手法、規模での実施が適当か否かについて検討すること。

ウ 震災の影響がなく（少なく）、実施が可能な事業であっても、人的資源と予算を被災者支援、市民の生活再建、緊急度の高い公共施設の復旧に集中的に投下するため、中止するものがあること。

エ 平成 24 年度以降分の総合計画実施計画については、法令等に基づき実施が義務付けられている事業を除き、全市的な被災状況を把握した上で、今後策定される「(仮称)石巻市震災復興計画」と調整し、財政事情を勘案しながら判断することとし、現時点においては全て白紙とする。

総合計画実施計画掲載事業の実施予定

事業実施の方向性	事業数
実施 (一部実施、縮小実施、手法変更を含む。)	189事業
中止	104事業
今後判断	19事業
平成24年度以降着手予定事業(白紙)	29事業
合計	341事業

(2) 今後の予定

今後の開催が予定される市議会定例会に向けた平成23年度当初予算見直し作業の中で事業費を精査の上、予算案として提出する。

また、現時点で実施の適否や可否を判断できない事業については、判断可能な時期に適宜な判断をすることとする。

3 東日本大震災に伴う国民健康保険被保険者の一部負担金等の免除について(健康部保険年金課)

東日本大震災に伴い、国民健康保険被保険者の一部負担金等を免除することにより、被災者の医療を確保するとともに、経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

国の通知に基づき、支払猶予措置は平成23年6月末まで継続することとされ、この間に国民健康保険一部負担金等免除証明書を交付し、同年7月以降は当該免除証明書を添えて医療機関等を受診することにより、一部負担金等が免除される取扱いとなった。

また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が、本年5月2日に公布され、入院時食事療養費等についても免除する特例措置が講じられることとなった。

ア 一部負担金等の免除対象者の要件

国民健康保険の被保険者が属する世帯が次のいずれかに該当したとき。

- (ア) 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたとき。
- (イ) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったとき。
- (ウ) 主たる生計維持者が行方不明であるとき。
- (エ) 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止したとき。
- (オ) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき。
- (カ) 原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の避難又は立退き指示の対象地域並びに原子力災害対策本部長の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象となっているとき。
- (キ) 上記に準ずる者として保険者が認めたとき。

イ 免除期間

- (ア) 一部負担金：平成23年3月11日から平成24年2月29日まで
- (イ) 入院時食事療養費等：平成23年3月11日から平成23年8月31日まで

(2) 今後の予定

平成23年東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱の制定(施行予定年月日：公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。)

4 東日本大震災に伴う介護保険サービスの利用負担額等の免除について(健康部介護保険課)

東日本大震災による被災者で介護保険サービスを利用した要介護者等が、利用料等の支払いが困難となった場合に、利用者負担額及び介護保険施設等を利用した際の食費・居住費(滞在費)を免除することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

国の通知に基づき、支払猶予措置は平成23年6月末まで継続することとされ、この間に介護保険利用者負担等免除証明書を交付し、同年7月以降については、免除対象被保険者は被保険者証に免除証明書を添えて介護サービスを受けることにより、利用者負担等が免除される取扱いとなった。

また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が、本年5月2日に公布され、介護保険施設等を利用した際の食費・居住費（滞在費）等について免除した場合は、特別の財政援助措置が講じられることとなった。

ア 利用者負担額等の免除対象者の要件

介護保険の被保険者が次のいずれかに該当したとき。

(ア) 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたとき。

(イ) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったとき。

(ウ) 主たる生計維持者が行方不明であるとき。

(エ) 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止したとき。

(オ) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないとき。

(カ) 原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の避難又は立退き指示の対象地域並びに原子力災害対策本部長の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象となっているとき。

(キ) 上記に準ずる者として保険者が認めたとき。

イ 免除内容

(ア) 要介護者等が介護保険サービスを受けた利用料（1割負担分）

(イ) 介護保険施設等における食費及び居住費（滞在費）

ウ 免除期間

要介護者等が介護保険サービスを受けた利用料（1割負担分）：平成23年3月11日から
平成24年2月29日まで

介護保険施設等における食費及び居住費（滞在費）：平成23年3月11日から
平成23年8月31日まで

(2) 今後の予定

平成23年東日本大震災に伴う介護保険サービス利用者負担額等免除に関する要綱の制定
（施行予定年月日：公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。）

以上